

舞鶴赤れんがパーク施設 利用のご案内

重要文化財 舞鶴旧鎮守府倉庫施設（7棟 附1棟）

舞鶴市には、1901年（明治34年）の旧海軍舞鶴鎮守府の開庁に伴い、明治期から大正期にかけて建設された赤れんが建造物が数多く残っています。なかでも全部で12棟からなる北吸地区の「赤れんが倉庫群」は、うち8棟が国の重要文化財に指定されているほか、平成24年には「舞鶴赤れんがパーク」としてグランドオープンしました。赤れんがパークは重要文化財でありながら、貸し館としてご利用いただける大変貴重な施設です。

この歴史的遺産を活用し、市民と行政が協働した「赤れんがを活かしたまちづくり」を長年育んできました。これからもこの貴重な文化財である赤れんがパークの施設を守りご活用いただきますようお願いいたします。

ご利用案内

利用申請

- ・利用時間は以下の区分ごとに利用時間帯が設定されています。搬入・搬出および準備・片付けに要する時間も含めた利用時間でお申し込みください。

区分	午前	午後	夜間	全日
利用時間	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～22:00

※12:00 から 13:00、17:00 から 18:00 は各時間区分の入れ替わりの時間帯です。入れ替わり時間帯のご利用をご希望の場合は、午前と午後(12:00から13:00)、午後と夜間(17:00から18:00)の2区分をお申し込みいただく必要があります。

- ・使用希望日を含めた4日前から当日までは“公共施設予約システム（インターネット・予約端末）”を利用しての予約はできません。空き状況を確認の上、2号棟受付窓口で直接申請してください。ただし、夜間の利用申請受付はシステムを利用して使用希望日の4日前までといたします。それより先直近のご利用は、窓口でも受付できません。予約を取られた後は、速やかに市政記念館受付窓口（9：00～16：30）にて予約申請書のご記入をお願いします。
- ・各施設は利用申請し、許可を得た方のみが利用できます（したがって、利用料の領収書は申請者名義（公共施設利用システム登録名）でのみ発行いたします）。その権利を他人に譲渡、または転貸することはできません。また、申請書に記入された使用目的以外でのご利用を禁止します。その事実が確認された場合は利用をお断りいたします。

利用料金

- ・施設の利用申請時に利用料金を納付ください。付属設備・コンセント利用料は利用日当日現金でお支払いいただきます。
- ・システムでの予約後、入力日を含めた10日目まではシステムでのキャンセルが可能ですが、11日目からは料金の支払い義務が発生します。予約の11日目以降にキャンセルされる場合は、窓口までお越しください。

予約 11 日目から利用日の 7 日前までにキャンセルした場合・・・利用料金の 1 割
利用日の 4 日前までにキャンセルした場合・・・利用料金の 5 割
それ以降・・・利用料金の 10 割

各種申請 利用内容によって事前の申請が必要となります。事前に赤れんがパーク事業部にご連絡いただき、申請書をご準備ください。

① 「車両進入許可申請書」

赤れんがパークの各施設に搬入搬出のみを目的に車両をパーク内に入れる場合、所定の申請が必要です。(赤れんがパーク内への車両の乗り入れは、条例により禁じられております)。車両を出入りされる場所には安全のため、利用者が車両誘導係を配置し、パーク内は最徐行で運転してください。搬入搬出を終えられた車両はパーク内にとめおかず直ちに駐車場へ移動してください。

② 「撮影許可申請書」

赤れんがパーク内でスナップ写真以外の目的で撮影される場合、2 号棟受付で申請書にご記入ください。

③ 「都市公園における行為許可申請」

赤れんがパーク内の地所の一部を、貼り紙・看板・車両の駐車等で独占して使用する行為は禁じられています。「都市公園における行為許可申請」を舞鶴市長に提出し、その許可を受けなければなりません。2 号棟受付で申請書をお渡ししますので、ご記入の上必要な書類とともに赤れんがパーク事業部に提出し確認の後、利用者から舞鶴市観光振興課へ申請していただきます。

利用打合せ

催物を円滑に進行するため、利用日の 2 週間前までに、プログラム・進行スケジュール表・会場レイアウト図・入場券等を持参のうえ、舞台設備の進行等について、必ず担当職員と打合せをして下さい。下見・打合せは日程調整が必要です。ご来館前に赤れんがパーク事業部にご連絡ください。下見の希望日に利用予約が入ればご見学いただくことはできません。

駐車場

赤れんがパーク専用駐車場が併設されています。大型バス 8 台、普通車 80 台が駐車可能です。24 時間ご利用いただけます。2 号棟前駐車場は、舞鶴市役所専用駐車場となっておりますのでご注意ください。

その他

- ・施設(建物)内でのチラシの設置をご希望の場合はお申し出ください。事前のポスター掲示はできません。催し当日のポスター・看板等を掲示される場合は事前にご相談ください。
- ・チラシ・ポスターなどには、主催者名・問合せ先電話番号をはっきり記載してください。問合せ先などに赤れんがパークの連絡先を記載しないようお願いいたします。赤れんがパークではイベントに関する問い合わせには対応できません。

※利用申請時にイベント情報の広報を希望された方は、催し物名・時間等に変更があった場合は必ずご連絡ください。連絡がない場合、申請書に記入された情報で広報いたします。

利用にあたってのお願い 次の【禁止事項】・【注意事項】を順守して施設をご利用ください。

【禁止事項】

・ 法律、条令などで禁止されている行為

火気の使用（食用油による調理なども含む）、及び可燃物の持ち込み
許可なく敷地内へ車両で進入・駐車、テントなどの設置
各施設の定員を超えての入室

・ 重要文化財の破損の恐れのある行為及び景観を損ねる行為

施設のれんが壁・扉・窓・ガラス、木製梁への掲示や吊り下げ行為

赤れんが3号棟・4号棟間通路、通路が5号棟に面している敷地部分（下図格子部分）にテントなどを配置、車両を進入させること

許可なく敷地内での旗ざお・看板などを設置すること

・ 他の施設利用者や来館者の迷惑となる行為

不適切な大きな音を立てる

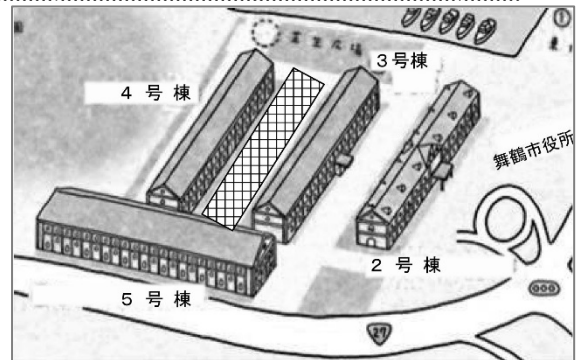
館内・敷地内での喫煙

館内・敷地内へのゴミの放置

・ その他

飲食禁止場所（4号棟フリースペース2の舞台上、スタジオ1～3内・2階全体）での飲食、および水の使用

許可を受けていない施設・設備の使用、備品の付属場所以外への持ち出し



【注意事項】

・ 歴史的建造物のため、各建物の防音が充分ではありません。特に4号棟は事前に確認いただくとともに、他の利用者と譲り合ってください。

・ 音や振動が隣接する施設・敷地へおよぶ可能性がある場合は、利用できない場合があります。

・ 館内の共有スペース（通路、階段など）を独占的に使用しないでください。

・ 利用者は、利用施設・利用付属設備について責任を持って管理してください。万が一、利用施設及び付属設備を破損、滅失された場合は損害相当額を弁償していただきます。

・ 承認を受けないで、広告類の配布・寄付金品の募集・物品の陳列販売・飲食物の販売提供をしないでください。

・ 持ち込み品などの管理は利用者の責任において行ってください。万が一、紛失・破損があった場合赤れんがパークは一切関知いたしません。また、利用時間外の持ち込み品の保管及び配達物の受け取りはできません。

・ コピーや印刷などの業務の代行、文具の貸出し、両替は行っておりません。

・ ゴミ箱は設置していません。ゴミはすべてお持ち帰りください。

・ 会場準備、片づけ、照明、音響効果設備の操作はすべて主催者に行っていただきます（ただし、照明・音響準備は職員が行います）。

・ ご利用の際、移動された設備等はすべて元の位置に戻してください。片付けが終了しましたら職員に連絡し、原状回復の確認を受けていただき利用終了となります。2号棟受付で午後4時半までに設備利用料などの清算を行ってください（夜間利用の場合は利用料金確定次第）。

使用承認の制限

次の場合は、使用承認ができません。又すでに承認している場合でも承認の取消し、もしくは停止することがあります。

- ・ 公の秩序・風俗を害するおそれのあるとき。
- ・ 建物又は、付属設備を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。
- ・ 市の管理規定、もしくは指示に違反したとき。
- ・ 使用承認の申請に不正があるとき。
- ・ 承認の条件に違反したとき。
- ・ 使用の権利を譲渡又は転貸したとき。
- ・ 同一目的又は同一使用者が引き続き7日以上使用するとき。

関係官公署への届出

催し物の内容により、関係官公署への届出等が必要な場合は、利用者において手続きを行ってください。

- ・ 防火管理について

舞鶴市東消防署

舞鶴市字浜 80-4

TEL:0773-65-0119 FAX:0773-64-5521

- ・ 風俗営業法について（ダンスパーティーなど）

舞鶴警察署 生活安全課

舞鶴市南田辺 9

TEL:0773-75-0110

- ・ 音楽著作権について

(社)日本音楽著作権協会 京都支部

京都市中京区烏丸通四条上ル笋町 689 京都御幸ビル 7F

TEL:075-251-0134 FAX:075-251-0414